

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備に関する基準（就労系サービス）

1 就労移行支援（一般型）

人員基準	サービス提供職員	①職業指導員 1人以上 ②生活支援員 1人以上  ◆職業指導員及び生活支援員の総数等 ○（一般型）常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上 ○（資格取得型）常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上 ○職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤専従 ③就労支援員 ○常勤換算方法により、利用者の数を15で除した数以上 ○常勤専従1人以上
設備基準		①訓練・作業室 ○利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保 ○訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること ②相談室：室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること ③洗面所：利用者の特性に応じたもの ④便所：利用者の特性に応じたもの ⑤多目的室その他運営上必要な設備 ※ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。
最低定員		10人

2 就労継続支援（A型、B型共通）

人員基準	サービス提供職員	①職業指導員 1人以上 ②生活支援員 1人以上 ◆職業指導員及び生活支援員の総数等 ○常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上 ○職業指導員、生活指導員のいずれか、1人以上は常勤専従
設備基準		①訓練・作業室 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保 訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること ②相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること ③洗面所 利用者の特性に応じたもの ④便所 利用者の特性に応じたもの ⑤多目的室その他運営上必要な設備 ※訓練・作業室は、サービスの提供に支障がない場合、設けないことができる。 ※ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。
最低定員		（A型）雇用契約締結利用者10人以上 雇用契約未締結利用者は、利用定員の1/2以内かつ9人以内 （B型）10人